緑化ボランティア活動補助事業実施要項

１　趣旨

 （公社）群馬県緑化推進委員会理事長（以下、「理事長」という。）は、ボランティ　ア団体が県内で行う自主的な森林づくり及び郷土緑化推進活動に対し、緑の募金の予算　の範囲内でその活動に必要な経費の一部を交付するものとし、交付金の交付等について　の方法は、「緑の募金実施要領」に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

２　交付対象

（１）緑の募金協力団体に認定されたボランティア団体については団体活動全般に関わる　運営費に対して交付金を交付し（以下「運営費助成」という。）、それ以外のボランテ　ィア団体については県内で実施する森林づくりや郷土緑化推進活動に対して交付金を交　付する(以下「森林整備費等助成」という。）。

（２）この要項に定める森林づくりとは、植樹、間伐、下草刈り等森林の保育、育成に直　接関係する活動をいう。

（３）この要項に定める郷土緑化推進活動は、原則として公共用地における緑化木の植樹　活動等をいう。

（４）この要項に定めるボランティア団体とは、

　 ① １０名以上の構成員からなり、自主的、組織的な活動を行う民間の非営利団体　　　　をいう。

　 　② 主たる事務所の所在地を市町村役場以外に置く団体とする。

３　交付額及び対象となる経費

（１）交付金額は、運営費助成にあっては収支予算全体に対する助成の必要額の範囲内と　し、森林整備費等助成にあっては当該活動に係る経費の範囲内とする。

（２）森林整備費等助成における交付の対象となる経費は、次のとおりとする。

 ①　森林づくりや郷土緑化推進活動に直接必要な資材費及び機械経費

 （苗木・肥料等の資材費、チェンソー・草刈機等の機械購入費及び賃貸料、　　　　　　　燃料費）

　 ②　森林づくりや郷土緑化推進活動に要する団体活動費

 （打ち合わせ等の会議費、傷害保険料、弁当代等の活動費）

 ③ 上記のほか、理事長が必要と認める経費

４　交付申請等における添付書類と収支予算

（１）交付金申請書及び事業実績報告書には別紙様式１に所定事項を記入し、添付するも のとする。

（２）運営費助成を申請する団体にあっては、緑の募金事業認定申請書（「緑の募金事業　実施要領」第１１条関係別記様式３）における資金計画（収入予算）及び事業計画（支　出予算）は、当該団体の年間収支予算を記入するものとし、併せて前年度の収支決算書　類を添付するものとする。

（３）森林整備費等助成を申請する団体にあっては、緑の募金事業認定申請書（「緑の募　金事業実施要領」第１１条関係別記様式３）における資金計画（収入予算）及び事業計　画（支出予算）は、当該対象事業に係る部分のみを記入するものとする。

５　交付申請における他の助成制度等との調整

（１）運営費助成に係る交付申請にあっては、申請団体の年間収支予算に関して当該補助　事業の必要性を審査するため、他の助成制度や寄付行為による収入等との調整は行わな　い。

（２）森林整備費等助成に係る交付申請にあっては、他の助成制度との重複申請はこれを　認めない。

（３）なお、森林整備費等助成に係る交付申請にあっても、林野庁所管「森林・山村の多　面的機能発揮対策」において森林整備を行うための機械器具を購入する場合は、補助残　額の１／２を本事業の助成対象とする（補助率１／２以内の場合）。ただし、補助率１　／３以内の機材については、国の補助金額の１／２を超えない額を本事業の助成対象と　する。

６　事業の募集と審査

（１）本事業は、本委員会ホームページに公開して募集する。

（２）申請内容については、別に定める審査基準に基づき「群馬県緑の募金運営協議会」　において審査する。

７　その他

 この要項に定めるもののほか必要な事項については、理事長が別に定める。

　　　附　則

 この要項は、平成８年４月１日から適用する。

 この要項は、平成２３年５月１２日から適用する。

 この要領は、平成２６年４月１日から適用する。

 この要領は、平成２８年４月１日から適用する。

別紙様式１

 ボランティア団体　森林づくり、郷土緑化推進活動　実施計画・実績報告

|  |  |
| --- | --- |
|  事業の種類 |  １ 運営費助成 ２　森林整備費等助成（どちらか一方に○を付けてください。） |
|  事業実施の日時 | 　 年　 月 　日 ～　　年　　月　　日 　　　時　　　～　　　　時 |
|  事業実施の場所 |  |
|  事業実施面積 （平方メートル） |  |
|  事業内容（植樹を実施する場合は、樹 種、樹高、本数等を記入す る。） |  |
|  事 業 参 加 人 員 |  |

（事業地の概略図）

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |

（実施計画と実績報告とが大きく相違する場合はその理由）

|  |
| --- |
|  |